

書評： 改革と地方分権・地方自治権

三重大学人文学部教授 宮本 忠

【原本奥付】

書評する本は、次の通り。

『ニュージーランドの地方自治事情』

平成10年9月発行

発行 東京都議会議会局調査部国際課 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都議会議会局印刷物分類第2類 印刷物番号(10)第55号

【本書の概要】

我が国において、最近、ニュージーランドの行財政政改革がマスコミ、地方自治体等において「鳴り物入り」で取り上げられる傾向にある。しかしながら特にニュージーランドの地方自治体については、体系的なものが少なく、あまり多くを知られていない。本書はその意味で、大きな貢献をなした。本書は、南島で最大の人口をもち「庭園都市」と呼ばれる美しい、整えられた街をつくり上げているクライストチャーチ市議会の具体的な研究を中心としながら、ニュージーランドの地方自治に鋭く迫ろうとしている。なお、同市役所には、1993年に、地方自治体の中で最も民主的・効率的な運営を行った行政機関に贈られる賞、**Bertelsmann Prize** が授与されている。(85頁)本書は、単に羅列的、概略的にニュージーランドの地方自治制度をまとめたものではなく、ニュージーランドと真正面から向かい合っている三人の研究者が同国の地方自治に思いをはせ、地方自治の背景との関わりを探りつつ共著したものである。最初の一、二章は、ニュージーランドの地方自治の背景として、近年、注目を集めている国レベルの行財政改革について、改革が目指しているものやニュージーランドの特徴とされてきた高度福祉社会の関わりなどに当てられている。評者は、この改革や福祉それ自体にも大いに関心をもつものであるが、ここではできるだけ地方自治に焦点を絞って本書を見て行きたいと思う。

第一章は慶応義塾大学の小松隆二教授、第二章は群馬大学の高橋康昌教授そして第三・四・五章はヴィクトリア大学院生の和田明子さんが担当している。いずれも日本ニュージーランド学会のメンバーであり、小松教授はその会長、高橋教授は事務局長であり、そして和田さんは現地上記大学で地方自治の研究をしてきた新進気鋭の研究者である。編集は、(社)日・豪・ニュージーランド協会があたっている。本書の構成は以下のようになっている。

第一章「ニュージーランドの政治と社会」の主なテーマは、第一節「個性的な政治と社会」、第二節「政治」は、ニュージーランドの国造りと政治、ニュージーランドの政治の特徴など。第三節「社会」、ここでは、ニュージーランド社会の特徴、ゆとりある生活・余暇・労働、高度に発達した社会保障・社会福祉、再び高度社会福祉に回帰する可能性など。本章は、ニュージーランドの今日の地方自治の背景理解の一助として、次の説明が有用である。「ニュージーランドでは長い間、世界の最先端を行く豊かな高度福祉国家を現出してきた。政治社会のいずれも高いレベルの安定状態を維持してきた。しかるに1970年代以降、80年代、90年代と進む過程で、ニュージーランドは高度福祉国家から転がり落ちるように普通の福祉国家に後退した。政治ではその間、小選挙区比例代表併用制度の採用によってかつてなく多党化し不安定で厳しい状況、しかし同時に昏迷の中から女性首相が誕生するなど、興味深い状況も現出している。」「オーストラリアとの近親性と同一指向性、他方で孤立した島国であることによる自立性や独立性をうかがわせる。」「南十字星のもと人口を遥かに越える羊や牛、、、街路や庭には樹木、草花が美しく咲き誇り、、、人々は自然環境を生きし自然とともに生きる。」「ニュージーランドがその自然や景観のみではなく、政治や社会の在り方においても日本のみならず欧米諸国を魅了したのはその根底に国民の意識やそれを受けて進められた政治、行政による独特の社会づくりとその成果にほかならなかった。個性的なニュージーランド社会が国民や政治家の目的意識や努力もなしに出来上がったわけでない。相互扶助や社会連帯による社会保障、社会福祉の発展、スポーツやレジャーに親しむ生活スタイル、国民の生活を大切にする独特の政治の在り方は国民の選択を根底にもつ。大胆な行財政改革に打ち込んだのも同様である。」(以上、5頁)「イギリスと近いニュージーランドでは、政府といえば中央政府を指す。小さい国であり、行政は国レベルの行政が中心になっている。」(9頁)

第二章「ニュージーランドの行財政改革」の主なテーマは、第一節「70—80年代のニュージーランド経済」、第二節「行財政改革の経緯と沿革」、第三節「行財政改革への評価」、第四節「産業転換に向けてある。本章では、ニュージーランドのこの度の行財政改革の評価に関する次の指摘を紹介しておく。「ニュージーランドのこの度の改革は成功であったとする認識と否定的な認識とが拮抗している。ただし、1996年10月に行われた選挙結果を考慮するならば、前者がやや多数派になりつつあるように思われる。いつの時代もいずれの国家においても、選挙の結果がつねに正しい国民の選択を示しているとは限らないが、ニュージー

ランドの選挙結果は、政策を推進してきた与党国民党と改革案の原提起政党労働党の後退、小政党の善戦、多党化現象を示している。与党国民党は、社会福祉、教育の充実を主張する。もう一つの与党「ニュージーランド第一党」は、外国資本、アジア移民に対して反対の立場をとる民族主義的政党、マオリによって支持されている。国民党は、この第一党と連立政権を形成し、かろうじて政権維持に成功した。このことは、これまでの改革に対して社会的弱者、低収入層の側に強い批判・不満が存在していたことを示している。果たして改革は成功したのだろうか。」(29頁)評者も、著者がいうように、ニュージーランドのこの度の行財政改革について現在の時点で早急な評価はできないと考えている。

第三章「ニュージーランド地方自治の歴史」の主なテーマは、第一節「地方自治体とその役割の変遷」、第二節「1989年の地方自治改革」。

第二章「ニュージーランドの地方自治制度の概要」の主なテーマは、第一節「制度」、第二節「選挙」、第三節「議員」、第四節「財政」、第五節「業務形態」、第六節「人事」、第七節「情報公開」、そして第八節「資源管理法」は、法の概要、地方自治体の役割など、さらに第九節「地方自治関連機関」。

第五章「ニュージーランドの地方自治体」(具体例として)の主なテーマは、第一節「クライストチャーチ市役所」では、市の概要、議会、行政機関、歳入、アニュアル・プラン、都市計画(シティ・プラン、土地利用承認)、人事。第二節「カンタベリー広域行政機関」。第三、四そして五章については、後に、まとめて論じる。以上を一瞥してわかるように、本書は、ニュージーランドの地方自治について、その背景を探りつつ、できるだけ具体的かつ総体的にアプローチしようとしている。その意味でこの種の書物が我が国において数少ないだけに貴重である。

なお、本書は、<参考>として、巻末に、「日本・ニュージーランドの姉妹都市」、「ニュージーランド概要」が掲げられており、当該地方自治理解に役立っている。後者において次のものが記されている。政体、立憲君主制、元首(エリザベス二世英国女王)、国会(一院制;下院。選挙制度は小選挙区比例代表併用制)、議院内閣制、国土面積、人口、首都及び主要都市人口、民族、宗教、国民総生産、通貨、主要貿易相手国、主要貿易品目など。

【改革と地方分権・地方自治権】

評者は、日本において、地方分権を積極的に進めるべしという立場にあり、その点から本書を検討している。そのキーワードは、地方分権と地方自治権である。ある。一国の地方制度がどのようなものかを知るには、まず、その由来を学ぶ必要がある。

1 ニュージーランド地方制度の始まり

イギリスが、ニュージーランドの先住民マオリ族の首長との間にワイタング条約(1840年)を締結した頃、イギリス本土では、1835年の地方自治法による地方自治改革の真っ只中であつた。イギリスからの植民活動が進む中、ニュージーランドの地方自治体形成においても、本国の改革の流れは強く受け継がれた。当時の自治体改革の理念は、地域住民の選挙によって選ばれた住民の代表が地方議会(Council)を構成し、議会が地域に関する事柄を決定し、住民に税(rates)を課し、決定事項を実施して行くというものであつた。この国での地方自治に関する最初の法律は、地方自治法1842年(Municipal Corporations Ordinance)であつた。同法では、人口2000人以上は、バロー(Borough)と呼ばれる自治体となること、有権者による選挙によって選ばれる議会が税を課し、道路、水道、下水道などを地域に建設・管理して行くことを規定した。同法による初めての選挙は、ウェリントンで実施され(1842年10月)、ニュージーランドで初の自治体ウェリントンが誕生した。(35頁)これを端緒に、ニュージーランド各地で地方自治体が形成されて行く。

2 中央集権と地方分権

ここで地方分権は、中央集権の対立概念として用いている。地方分権とは、中央の統治権の一部を一定の地方に分権すること及び分権していることをいう。

1975年以降、ニュージーランドにおいて、中央政府は、国土計画、社会保障など、全国民に共通するハードとソフト両面における社会資本、社会制度の整備を、地方自治体は、地域コミュニティーの建設に必要なサービスというように、国・自治体間の役割分担がなされた。(36頁)

1936年には、国の機関として、地方自治委員会(Local Government Commission)が設立されおろし、同委員会は、地方自治体の管轄地域と機能を見直す任務をもち、地方自治体の整理統合を最終目的とする。自治体の合併、廃止等を当該自治体に対し勧告できる機能をもっていたが、その勧告も当該自治体の有権者の投票により可決することができるようになっていたため、同委員会の活動はあまり大きな効果を見ることがなかった。委員会は時の政府の方針により、機能の弱体化あるいは強化を繰り返しながら今日にいたっている。(36～37頁)

1948年に行われた調査では、地方自治体の業務は、道路、上下水道といった伝統的な業務分野から、図書館、レクリエーション施設の運営や有害動植物の駆除といった分野にまで広げられた。(37頁)

第二次大戦以前から、自治体の合併・強化が中央政府によって策されてきたが、それが広域自治体制度の設立という形になってきた。これは、1950年代に入ってから、地方自治委員会や地方自治の担当省である内務省などによって主張されてきた。そのような中、1963年に、オークランド広域自治体(Auckland

Regional Authority)が誕生。これは都市化から生じてくるさまざまな問題を解決するためにつくられたものであった(オークランド自治体設置法)。1972年末までに、オークランド、ウェリントンそしてクライストチャーチという三大地域で合併を実施した。同年頃、始めて地方自治担当大臣(Minister of Local Government)が任命された。1974年に、「広域行政化を図り地方自治体を合理化する」という理念の下に地方自治法(Local Government Act)が制定された。その後、改正が重ねられているが、同法は、ニュージーランド地方自治体の基本法として現在にいたっている。(38頁)

1978年には、法律的に、人口二万人以上の自治体を市(City),それ以外をすべて郡(District)とすることが定められた。自治体業務の内容について、70年代に入ると、さらに拡大され、政府補助金付の高齢者向け住宅の建設、雇用対策事業、市民相談室(Citizens Advice Bureau)の開設などの社会政策的な業務を行うようになった。(39頁)

1987年12月地方自治改革に関わる次のような政府方が出された。①最も便益(benefits)の上がる方法で政策を実施する②効率性の原則③商業的企業部門、規制業務、サービス提供業務、現業部門は別組織化する④異なる業務目的間のトレード・オフ化を明確にする⑤業務達成責任。(45頁)翌88年に地方自治委員会は「地方自治体改革についての情報事務所」を設けた。また、政府は、地方自治法を改正し、改革が後戻りしないようにした。88年法改正で、広域行政機関(Regional Council)の議員は直接公選制とし、業務として、資源管理を担当すること、特別地方自治体(ad hoc board)を廃止することとした。89年法改正では、人口二万人以上の自治体には選挙区を導入、地区評議会(community board)の設置、事業部門の企業化などが設けられた。地方自治委員会は、88年地方自治委員会は、次の方針に基づき自治体の合併素案を発表した。①自治体数の削減②自治体の機能の強化③伝統的な地域ではなく現在の地域の利益の重視④効率的で効果的な組織⑤地域のニーズに対する即応性⑥多目的自治体⑦費用便益原則。意見聴取の後、素案とほとんど変わらない本案を発表、1989年には、全国の地方自治体を、14の広域行政機関、14の市と59の郡に合併・再編成する最終決定がなされた。これは1989年地方自治法改正法で完成された。改革後、初の地方選挙が89年に行われた。これにより議員数は半減した。新自治体は、11月より業務を開始した。この移行について、マネジメントの専門家からなる国家移行委員会が、制度移行に伴う自治体のトラブルに対応・支援する態勢をとるために設立された。(42～43頁)

広域行政機関の効率化政策により、1992年に、ネルソン・マルボロー地域に統一行政機関(unitary authorities)が新設された。これは、当地の普通地方自治

体が 広域行政機関の業務を兼ねて行うもので、現在、全国で四個所設けられている。(44頁)改革に柔軟で挑戦的なニュージーランドの一面が見える事例であろう。

ニュージーランドの行政機関の特徴をここで確認しておこう。国と地方自治体(広域行政機関・普通地方自治体)の役割分担がはっきりしている。①地方自治体の担当分野(上下水道、ごみ、道路、公園、図書館、都市計画、レクリエーション(美術館、水泳プール、イベント、資源管理、有害動植物の駆除、交通など))は比較的限定的である。それら以外の分野は国の担当になっている。②広域行政機関の役割は、普通自治体と比較して小さい。③地方自治体の業務については、国の関与を受けずに処理することができるし、広域行政機関が普通地方自治体を監督する関係にもない。財政についても、レイツという地方税をはじめとする自主財源で主に運営されており、国の補助金に頼っている関係にない。(48～50頁)こうしてみると、ニュージーランドの地方分権化が、戦前からの中央政府の自治体の合併・強化政策の流れにあり、1989年の改革で一気に加速されたことがわかる。それは、合併、広域行政機関の新設と裏腹の自治体の強化策(業務の拡大と自立・自律)である点に大きな特徴がある。

地方議会と行政の関係について検討する。自治体(カウンシル)という場合、普通は住民に選出されたものたちの組織体、つまり議会のことを指す。自治体の行政組織は、自治体である議会をさまざまな側面から支えるスタッフの集合体である。その長は、通常、チーフ・エグゼクティブと呼ばれる。普通地方自治体には、住民の声をよりよく反映させるため、地区評議会(community board)を置くことができる。この評議員も地区住民の直接選挙で選出されるが、半数を超えない範囲で当該地区選出議員を地区評議員として任命することもできる。人口に比して議員数が少ない。議員報酬は、通常、年俸、会議出席回数に応じた会議費、交通費(ガソリン代など)から成っている。一般に大都市の方が高い。(53頁～)評者は、この議会と地区評議会のシステムを二重の住民の声の吸い上げ装置と呼ぶ。合併の遂行と同時に自治体の主権者である住民と議会の関係を視覚化している発想はすばらしい。

地方自治体の業務の実施形態については、あらゆる方法の中から、費用効果等の観点から総合的にその利点・欠点を考慮したうえで、選択・決定しなければならない(地方自治法)。その結果、土木工事(設計・工事)、道路・上下水道設備等の維持管理、ごみ収集、市営施設の管理・運営、公聴、調査、政策立案・分析等あらゆる自治体の業務分野で市場の原理を導入した効率的な業務実施の方法がとられている。特に、公益行政機関については、非効率な業務の拡大を防ぐため、自治体の直営で行うことが最良の方法であるという条件が満たされない限り、自治

体の直営で業務を行うことは禁止されている(68頁～)。経済原理も改革に導入された。

人事についても改革された。行政機関の長であるチーフ・エグゼクティブは、議会によって任命され、議会と五年を越えない範囲で雇用契約を結び、行政組織の運営を全面的にまかせられる。その他の職員の雇用については、チーフ・エグゼクティブに権限がある。職員の採用については統一的な試験はなく、必要な業務、空きの出た業務についてその都度公募する。定期的人事異動・昇任の制度はない。民主的に、公平・機会均等、能力主義による適材適所の採用・人事が義務づけられている(「雇用機会均等計画」)。(70頁～)後にみるクライストチャーチ市でもダニーデン市でも、いわゆる人事担当部門を人材(Human Resource)課と呼んでいた(1998年)。評者は、そんなところにも、彼らの自治体職員に関する能力主義・業績主義・適材適所の原則をみた。

この節の最後に、国の主要な地方自治関連機関にも言及しておく。

国・政府においては、地方自治担当大臣(the Minister of Local Governmet)が置かれ、内務省(the Department of Internal Affairs)の地方自治担当課の政策提言を受けながら地方自治体に関する法律の整備・見直し等の業務を行っている。地方交付税などの制度はないなど、国が地方自治体の業務を具体的に指示するような関係にない。内務省地方自治担当課の業務内容は非常に限られている。また、地方自治委員会(Local Government Commission)は、地方自治体に対する勧告等を行ってきた委員会で、従来から地方自治体の整理・統合の促進を主たる目的としてきた。委員は、地方自治大臣が任命する。現在では、自治体の合併案の審査及び不服審査の他、三年毎に行われる各自治体の選挙区割り、議員数の決定等に対する不服審査の業務などを行っている。(83頁)評者は、昨年にも、現地自治体でインタビューをしているが、このような「国に依存しない」自治体について、訪問したどの自治体の職員も、この体制を誇らしげに歓迎していたことに強い印象をもった。

3 地方自治権

地方自治権とは、自治体統治権の根拠となる権利である。自治の理念は、自由・平等・民主主義と直結する、と評者は考える。地方分権と地方自治権は車の両輪、表裏一体の関係にある。それらは、自治体存立の根源的な権利である。

ニュージーランドでは、1893年に、世界で初の女性に国政参政権が与えられたが、地方議会においては、それ以前から参政権及び被選挙権が与えられていた。その結果、1893年には、英連邦で最初の女性市長が誕生し、その翌年には、初めての女性地方議員が誕生している。(36頁)

1976年の地方選挙法(Local Elections and Polls Act)は、参政権を得る年齢が18歳に引き下げられた。

主要消費者雑誌における市民の満足度調査(1996年)でも他都市を押さえ圧倒的な満足度の高さを示しているクライストチャーチ市(88頁)の市議会には七つの常任委員会(standing committees)があるが、その中のコミュニティー・サービス委員会は青少年問題を担当している。二名の青少年代表がメンバーとして加わっている。(89頁)。以上の事例は、ニュージーランドの地方制度を含む政治システムの熟度の高さを示している。

社会的弱者といわれる人々の自治体人事について、次の例は見事である。女性の採用候補者を面接する場合には必ず女性を面接者に入れ、マオリの場合にはマオリを、というように、応募者に安心して受けてもらえるように配慮している。外国人でも永住権あるいは労働ビザがあれば就職は可能である。「雇用機会均等計画」には、委員会があり、女性、障害者、マオリ、太平洋諸島の人々、アジア人、同性愛者等、考えられる、あらゆる少数派がメンバーとなり、「計画」の履行を監視している。(120頁)

1976年の地方選挙法で、地方自治体は、議員の選出方法に関し、選挙区を設置するのか、設置する場合どのような区割りとするのかなどについて、毎選挙ごとに見直しをすること、そして投票の方法に関し条件付きで限定的に許されていた郵送による投票、複数日投票、移動式投票が自由に実施できることなどが定められた。(39頁)

ククライストチャーチ市では、市議会の下に六つの地区評議会(community boards)が置かれ、地区評議会が市役所の地域事務所である各地区のサービス・センターが行っている業務、その地区に関わる事項を審議する。毎年の予算に関する公聴をはじめ、地域に関する行政課題について、絶えず地区評議会主催の公聴会が開かれるなど、住民の声をよりよく行政に反映させるための窓口になっている。地区評議会議員は、市議会議員選挙時に、住民の直接選挙で選ばれる地区評議会議員及び当該地区選出の市議会議員からなる。クライストチャーチ市においては、地区評議会は月上旬に、市議会常任委員会は中旬に開催され、そしてそれらで検討・提案されたものが、月下旬に開催される市議会定例会議会で審議・決定する仕組みになっている。市議会は、24名の議員と市長から成る。市長が議長であり、行政幹部も事実関係の説明のために出席する。審議は原稿の棒読みでなく実質的に行われる。また市議会とリージョナル・カウンシルとの合同議会も開催される。(90頁～)以上は、クライストチャーチ市議会の本書の研究報告をまとめたものだが、その民主的在り方がリアルに読者に伝わってくる。

地方自治が円滑かつ民主的に機能するのに不可欠なのが、役所の情報公開である。現代の役所は多くの情報を持っているからである。以下は、その点の状況である。

1975年に、オンブズマン法の対象が地方自治体にまで広げられた。(73頁)ロンギ首相が率いる第四次労働党政権は、国レベルにおいて未曾有の行政改革を断行したが、「改革実現に向けた熱意と実行力は、従来の政権とは比較にならないものがあつた」という。情報公開法1982年(Official Information Act)の地方版として、地方自治体情報・会議公開法1987年(Local Government Official Information and Meetings Act)を制定した。同法は、地方自治体の情報及び会議の原則公開を定めたものである。これにより地方自治体の住民に対するアカウントビリティの強化を図った。これらは労働党の行政改革の目的：自治、アカウントビリティそして効率に沿う施策であつた。(41頁)同法は、自治体の情報及び会議の公開原則を定めたものであり、会議とは、議会の主催する会議を指し、議会、委員会、各種公聴会を始めとする、あらゆる会議を含む。これらの会議は、その開催を住民に事前に知らせるだけでなく、会議予定並びに議題(アジェンダ)、関連レポート等を事前に公表しなければならない。また、意思決定の住民参加については、同法だけでなく、地方自治法、資源管理法など自治体の業務について規定する法律に、当該業務に係る意思決定の住民参加を規定している。意思決定の住民参加と情報公開は、1989年の地方自治改革の基本精神となっており、その精神は関連各法律に規定されることにより、現在のニュージーランドの地方自治体に深く浸透している。(74頁～)議会は、夕方から開始され、深夜におよばないことを議会規則で定めているとのことを、評者は昨年同市で取材した。住民が傍聴しやすいようにとの配慮がここにある。

なお、労働党政権による1989年の地方自治改革の大原則は、大きく分けて二つあつた。①自治体の効率性。極小自治体、単一目的の自治体の廃止、自治体合併、規制業務の分離、地方公営企業の設置、業務委託の推進、発生主義会計原則の採用、政策目標の明示と達成目標の評価の義務づけなど。②自治の強化、民主主義の徹底。自治体の政策は、国ではなく住民の選出した地方議会が住民との協議をえて決定する。実施経過を評価しその結果を住民に報告すること。住民参加の充実。効率性と同時に民主性、自治、住民参加を重視するのは、行政の効率性とは、その民主性、透明性、公開性に裏打ちされて始めて成り立つとの考えである。これに対して、1990年政権についたボルジャー国民党内閣は、さらに改革を進め、選挙区に分割して選挙を行うことを任意とすること、当該地域に財産を持っている非居住者や企業に対して選挙権を与えること、公益行政機関の効率性を高めるためその機能を縮小することなどを実施した。しかし地方自治の強

化、特に住民自治の推進ということに関しては、つねに労働党の方が熱心であった(43～44頁)と、著者は述べている。

この節の最後に、地方自治体の会計について今一度、触れておく。会計年度は、国と同じく、7月から翌年の6月までである。1989年の地方自治改革により、地方自治体の予算及び決算は、発生主義会計(*generally accepted accounting practices*)で作成することが義務づけられた。これにより自治体の真の経営状態を明らかにすることが可能になった。また、予算・決算の項目は、人件費、需要費といったイン・プットではなく、提供するサービスの内容というアウト・プットによる項目建てとなっている。これにより予算とその予算で達成すべき事柄(アウト・プット)とが対応し、予算で何を達成するのか、そして期末には実際に達成されたかの検証が可能となる。毎年、日本の予算書と総合計画書とを合わせたアニュアル・プラン及びアニュアル・レポートの作成が住民参加の下で義務づけられている。財政支出に対する負担方法として受益者負担の原則が定められた。また、ストラテジック・プランという今後10年間の財政計画も住民参加で義務づけられている。自治体債の国の許可制も廃止された。(60頁～)かくて、自治体は、議会民主主義と住民参加の原則をとりつつ自己の責任によって財政運営ができるようになった。

【今後の課題】

最後に、本書の成果をさらに発展させるために、2、3の課題を著者とともに共有しておきたい。

第一は、この改革の追加研究の必要性である。ニュージーランドにおいて分権と自治が法的枠組みで強化されたが、これが人々及び地域にどのような幸福をもたらしてゆくのが今後、検証されなければならない。その意味で、例えば、資源管理法の展開などは興味のある研究対象である。本書はいう。地方自治体に関する業務の中で、特に重要な位置を占めているのが、1991年の資源管理法である。同法の目的は、「天然資源及び物的資源の持続可能な管理の推進」である。また、環境とは、生態系とその構成要素のことであり、住民、地域コミュニティーそしてアメニティーの価値をも含む。このように同法は、物的資源をも対象とすることによって、環境保護の視点から、総合的に「まちづくり」をしようとする法律でもある。(79頁～)つまり、資源管理法は、地方自治体の業務に直接関わる重要な法律なのである。すばらしいニュージーランドの自然環境に比べ、都市環境、例えば、大都市の冬季の大気汚染が深刻になっている現実において、資源管理法の有効性が地方自治体によっていかに担われ、そして状況が改善されて行くのか、を見据えることが本書の成果を発展させるための大きな課題の一つとなろう。

第二に、地方自治権と地方分権がこの改革でいかに発展し、確立されつつあるのか、という理論的課題である。地方分権については本書でかなり明らかになったと考えるが、地方自治権については、例えば、伝來說や固有説との関係は、十分に見えているとはいえない。もっとも、本書は、そのような観点を目的としたものでないが、今後のニュージーランド地方自治の理論的課題として意識しておきたい。なぜなら、この国においては、本書で示されているように、政権によって政策が絶えず変転するからである。

第三に、訳語の問題である。

例えば、ニュージーランドの地方自治制度を研究する場合、法律の名称をどう訳すのかが評者を悩ませる。本書においても、著者のそういった悩みが伝わってくる。例えば、地方自治の基本法は、日本では地方自治法であるが、本書では、次の法律とともに地方自治法と訳している。Municipal Cooperations Ordinance と Local Government Act。後者の訳語として、二種が使われている。すなわち、地方自治法と地方自治体法。誤植かもしれないとも考えるが、両方とも、誤訳というわけでもない。また、読み手としては、表現されたもので理解するのが常道とも考える。むつかしい問題だが、一つの解消策は、著者のように英語を併記することである。評者も考え続けたい。

なお、このことについて、評者の考えは、次の論文で書いたことがあるので興味のある方は、ご参照、ご批判いただければ幸いである。

宮本 忠「ニュージーランドの行政改革」

法経論叢第16巻1号(三重大学社会科学学会・1998年8月)

第四に、本書をどのように、現在、我が国で進行中の行財政改革に生かすかということである。この書評の原稿執筆の春(1999年)、政府は、地方分権推進関連法案を国会に提案・審議・可決の予定と聞く。地方自治権と地方分権の憲法上の関係があいまいのまま、また中央、地方ともに、それらの意味付けが十分にできていない今、本書の報告は、大いに参考にされるべきであろうし、そのための努力をする価値はあると考える。

【Summary】

Book Review : The Reform and 'Decentralization and Local Self Government Rights'

Professor and Dr MIYAMOTO, Tadashi, Mie University

I reviewed : Japan Australia New Zealand Society,INC(ed.), 1998 ; 『ニュージーランドの地方自治事情(*A Report of Local Government in New Zealand*)』 ; Tokyo Metropolitan Assembly(Tokyo).

Recently, the administrative and financial reform in New Zealand has greatly been taken up by Japanese mass-communications, local governments and so on. There are, however, few systematic books concerning New Zealand local government in Japan. We now need real learning knowledge of it. In this context, this book will much contribute for us to understand it. While centering case studies of Christchurch City Council and Canterbury Regional Council, the authors examined significance, problems and possibilities of local government in New Zealand. All of them are members of the Japan Society for New Zealand Studies and have got long experiences for the studies.

Chapter 1 titled 'Politic and Society in New Zealand' is in charge of Professor KOMATSU, Ryuji, Keio University and Chapter 2 titled 'The Administrative and Financial Reform in New Zealand' is in charge of Professor TAKAHASHI, Yasumasa, Gunma University. In these chapters are examined history and present state of the high welfare society and meanings of the reform, while referring to them as backgrounds of local government in New Zealand.

Chapters 3, 4 and 5 are titled 'History of Local Government in New Zealand', 'General Remarks of Local Government in New Zealand' and 'Case Studies of Christchurch City Council and Canterbury Regional Council' in order. These Chapters are in charge of Mis WADA, Akiko, a young and energetic New Zealand researcher, Victoria University. Many of these are results of her fieldworks in New Zealand and so are fresh and realistic.

I believe that this book will be positioned as a leading one of the recent New Zealand local government studies in Japan, in particular in fact that we have few books on it. I happily learned evolutions of decentralization and local self government in the New Zealand reform through this book. It will be also useful of Japanese local government studies and promotion of the present going-on Japanese administrative and financial reform.